審議会等設置状況

（令和　6年　2月 27日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市障がい者福祉計画策定審議会
設置の根拠	嬉野市障がい者計画策定審議会条例（平成25年条例第24号） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
担当事務	(1)　計画に関し、障害者基本法第11条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 (2)　障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 (3)　障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 (4)　前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項
委員数	10人以内
委員の任期	1年
所管課	福祉課　障がい・母子児童・保険グループ （電話番号　0954-42-3306）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期

必要に応じ、そのつど委嘱される